

高等職業訓練促進給付金等事業



対象となる資格を習得するために修学される人へ学校に通う期間の生活費の負担軽減のため給付をします。
(すでに学校に通われている場合でも、要件を満たせば、対象となる場合があります)

対象者

横浜市内にお住まいのひとり親家庭のお母さんまたはお父さんで、次の①～⑤にすべて当てはまる人

- ① 20歳未満のお子さんを扶養していること
- ② 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準であること
(所得が児童扶養手当の所得水準を超えた場合でも、その後1年間に限り引き続き本給付金の受給が可能です)
- ③ お仕事または育児と修学の両立が困難であると認められること
- ④ 養成機関において6か月以上のカリキュラムを受講し、対象資格を取得しようとしていること
- ⑤ 今までに訓練促進給付金等を受給していないこと

同等の所得水準とは?

所得(就労等による所得の額+養育費の8割)が児童扶養手当の所得制限限度額未満であること
※所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです

※訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付(求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等)を受けている場合は、対象になりません

対象資格

- A 《 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、理美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 》
- B 《 その他 以下に示す教育訓練講座【※】 》

※雇用保険制度の指定講座で、受講期間が6か月以上の一部の講座

(一般教育訓練の「情報関係」に分類される講座、特定一般教育訓練または専門実践教育訓練の対象講座)

例：行政書士、宅地建物取引士、CAD利用技術者、基本情報技術者、精神保健福祉士、栄養士、柔道整復師 など

対象資格の探し方は、市ウェブサイト「対象資格について」にてご確認ください →



支給額・支給期間

○ 訓練促進給付金

世帯区分	支給金額	支給期間
非課税	月額 100,000円	修学期間に相当する期間 (上限4年間(48か月))
課税	月額 70,500円	

修了までの最後の12か月は月額4万円増額 ⇒ 非課税：140,000円、課税：110,500円

○ 特定訓練促進給付金(看護師・介護福祉士・保育士のみ)

扶養児童数	支給金額	支給期間
2人以下	月額 30,000円	修学期間に相当する期間 (訓練促進給付金に上乗せして支給)
3人以上	月額 50,000円	

○ 修了支援給付金

世帯区分	支給金額	支給時期
非課税	50,000円	修了後に支給 (修学開始時と修了時ともに受給要件を満たしている人に限る)
課税	25,000円	

世帯区分について

申請者だけでなく一緒に住んでいる家族全員の市民税の課税状況によって決定します。家族の中に市民税課税の人がいる場合は、申請者が非課税でも課税世帯の支給額になります。

支給額は、4月～7月分は前年度、8月～翌年3月分は当年度の課税状況で決まります

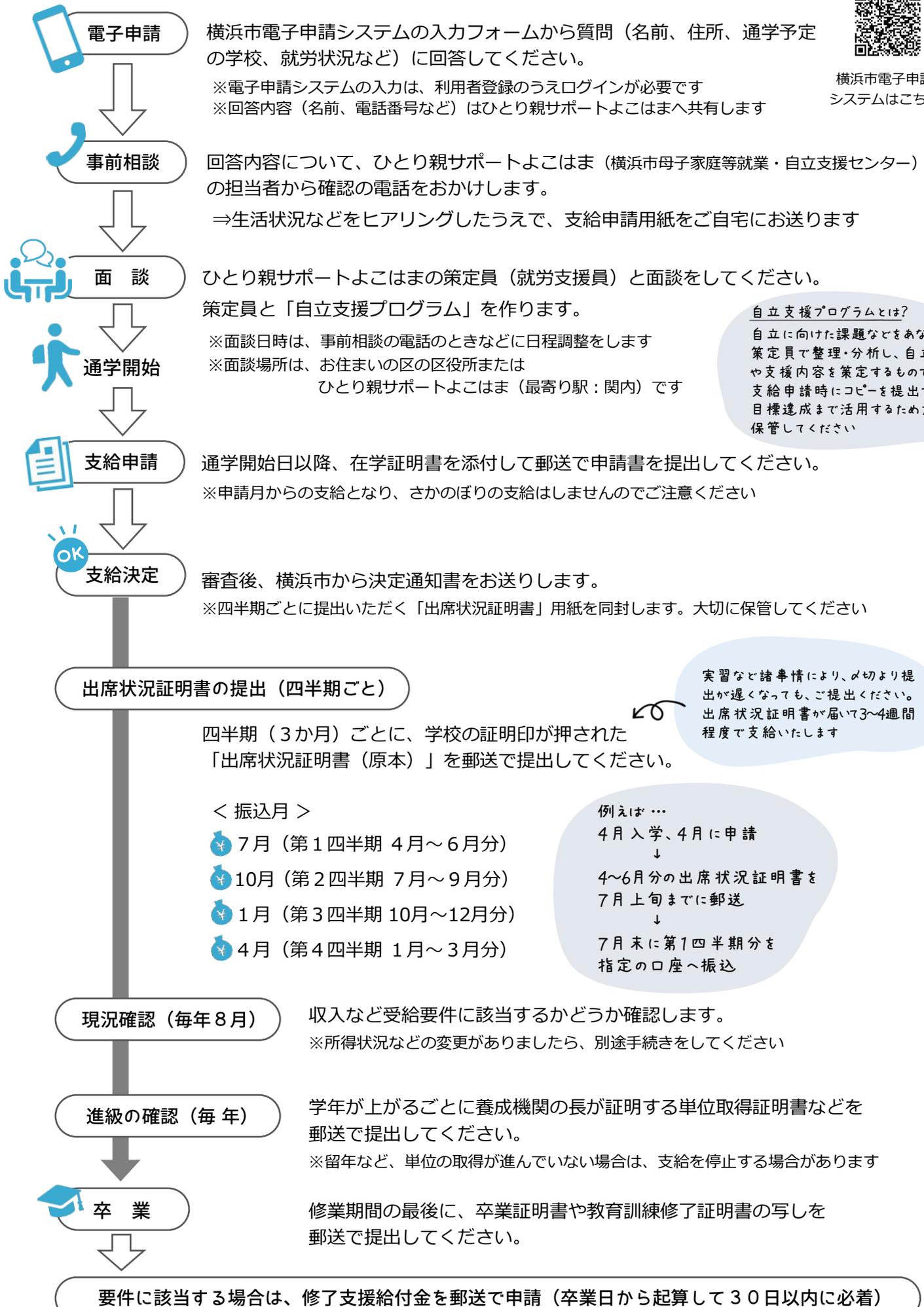
扶養児童について

受給中に扶養児童の人数が変わった場合は、支給額を変更します。また受給中に一番下のお子さんが20歳を超える場合は、お子さんが20歳になる月まで受給できます。

手続きの流れ



横浜市電子申請システムはこちら



自立支援プログラムとは？
自立に向けた課題などをあなたと策定員で整理・分析し、自立目標や支援内容を策定するものです。支給申請時にコピーを提出するほか目標達成まで活用するため大切に保管してください

実習など諸事情により、遅くても、ご提出ください。出席状況証明書が届いて3～4週間程度で支給いたします

Q1. 神奈川県看護師等修学資金貸付と併用はできますか？

A. 修学資金の貸付を受けても事前相談などの際、なお給付が必要であることが確認できれば可能です。

Q2. 児童扶養手当が支給停止となつていますが、対象となりますか？

A. 高等職業訓練促進給付金で対象としている所得は、本人の所得が児童扶養手当受給水準であることです。支給停止となっている理由が、扶養義務者の所得超過などで、本人の所得が児童扶養手当受給水準である場合は支給可能となります。

また、本人の所得が児童扶養手当の所得水準を超えた場合でも、その後1年間に限り受給が可能です。

支給額は、本人だけでなく一緒に住んでいる家族全員の市民税の課税状況によって決定します。家族の中に市民税課税の人がいる場合は、本人が非課税でも課税世帯の支給額になります。
※支給額は、4月～7月分は前年度、8月～翌年3月分は当年度の課税状況で決まります

Q3. 生活保護を受給している場合も対象となりますか？

A. 生活保護費算定に影響があるため、必ず担当ケースワーカーに確認してください。

Q4. 給付金を受給している間に子どもが20歳になりますが、対象となりますか？

A. お子さんが20歳になる月までを対象に受給が可能です。

Q5. 授業を欠席した場合や留年してしまった場合でも対象となりますか？

A. 欠席や休学などで、1日も出席していない月があった場合は、その月の支給はされません。

(夏季休暇などカリキュラムに組み込まれている場合は、支給の対象です)

支給対象期間中に留年した場合、留年期間は支給されません。

Q6. ほかの給付金と併用はできますか？

A. 本給付金と趣旨を同じくする給付は併用できません。その他の給付金については、併用できるものがあります。

× **併用不可** ⇒ 雇用保険法による教育訓練支援給付金、求職者支援制度における職業訓練受講給付金、大学等修学支援法による給付型奨学金など

○ **併用可能** ⇒ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（受講費用の助成）

雇用保険法による一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金、雇用保険の基本手当（失業給付）※職業訓練の期間に失業給付を延長する「訓練延長給付」は併用不可× など

📌 (参考) ハローワークの支援制度 ※必ず事前にお住まいの区を管轄するハローワークへご相談ください

ハローワーク（公共職業安定所）でも、資格取得に向けてさまざまな制度があります。本給付金と併給できないものもありますので、検討されている場合は必ずご相談ください。また、状況によってはハローワークへご相談に行ってくださいようお願いする場合があります。

● **専門実践教育訓練**

対象者：雇用保険の被保険者もしくは、被保険者であった人で一定条件を満たす人

対象講座：厚生労働省の教育訓練講座

※教育訓練給付制度検索システムまたは、講座を開催している学校にご確認ください

👉 給付金（教育訓練にかかる授業料相当の経費を支給）⇒ ○ 本給付金と併給可能

👉 支援給付金（訓練期間中の生活費相当を支給）⇒ × 本給付金と併給不可

● **求職者支援制度**

対象者：雇用保険を受給できない人で、特定求職者に該当する人

👉 職業訓練受講給付金（訓練期間中の生活費相当を支給）⇒ × 本給付金と併給不可



マイナンバーについて

- ・申請には個人番号（マイナンバー）が必要です。申請時には、《申請者のマイナンバーカードのコピー》または《個人番号を記載した住民票の写しと本人確認資料》を一緒に提出してください。
- ・また、申請者と一緒に住んでいる人の個人番号も申請書に記入していただきます。
※住民票上は別の世帯であっても、本事業では同一世帯として扱う場合があります
- ・個人番号は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号利用事務」（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務）に利用します。

問合せ・申請書送付先

横浜市こども青少年局こども家庭課 給付金担当

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-2390 FAX：045-681-0925

高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金および就職準備金の貸付をします。
資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除します。

※ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金との併用はできません（受講費用を助成するという趣旨が同じため）

貸付額

入学準備金：50万円以内 / 就職準備金：20万円以内

返還期間

返還開始から5年以内

連帯保証人・利子

原則、連帯保証人を立てる必要があります。その場合は無利子です
※連帯保証人を立てない場合は、年利1%

実施団体

横浜市社会福祉協議会 施設福祉課（電話 201-2219 / FAX 201-1661）

【問合せ・申請先】

横浜市こども青少年局こども家庭課（電話 671-2390 / FAX 681-0925）

※入学準備金は入学から6か月以内、就職準備金は卒業・資格取得から6か月以内に申請してください